

風水害等の発生が予想される場合の対応について

清瀬市教育委員会
令和7年4月

日頃より、清瀬市の教育施策並びに学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

風水害等の発生が予想される場合の対応について、当日午前6時の時点で、気象庁から「特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)」又は「警報(暴風・暴風雪)」が清瀬市に発令されていた場合は、全校で一斉臨時休業となります。対応の流れについては、以下をご確認ください。

風水害等の発生が予想される場合の流れについて

前日の正午の時点で、以下の①～③のいずれかを、
清瀬市教育委員会で判断します。

①臨時休業

②登下校時間
の変更

③当日の判断

学校から保護者に連絡があります。

連絡はありません。

当日の判断

「当日の午前6時に『特別警報』又は『警報(暴風・暴風雪)』が
清瀬市に発令されているか」

①該当する場合

②該当しない場合

臨時休業

基本的に通常の登校

学校から保護者に
連絡があります。

※ 学校が独自に登下校時間の変更などの
対応を行う場合は、学校から保護者に
連絡があります。

【担当】 清瀬市教育委員会 教育部 教育指導課

電話 042-497-2552